

海外遠征申請の手続きについて

(公財)日本サッカー協会 競技会規則 第19条 [海外における競技]

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

【手続き方法】

1. (公財)日本サッカー協会(以下JFA)への申請書提出期限は、出発する日の前々月の末日まで(土日祝にあたる場合はその前日まで)ですが、(一社)兵庫県サッカー協会(以下 Hyogo FA)で内容確認、承認が必要となりますので、Hyogo FAへのご提出は、出発する日の前々月の20日頃までに Emailにてお願いします。
尚、詳細が未定であっても、遠征に行くことが決定した時点(概略)で Hyogo FA にご連絡ください。
2. 提出書類(Email)
 - ・別紙申請書類
3. 申請料
 - ・5,500円
 - ・現金の場合は申請書類を添えて直接 Hyogo FA にご持参ください。
 - ・お振込みの場合は、下記口座に入金し入金日をお知らせください。
4. Hyogo FA で内容確認後、JFAに申請します。
5. 回答書
 - ・海外遠征申請承認は、従来の書面による通知に代えて、JFAのHPに公開される理事会報告に変更になりました。

https://www.jfa.jp/about_jfa/kaigai_shinsei

お振込み先口座

三井住友銀行 神戸営業部 (普通預金) 9072018

(一社)兵庫県サッカー協会

〒651-0085 神戸市中央区八幡通2丁目1-10

一般社団法人 兵庫県サッカー協会

登録担当 青嶋

aoshima@hyogo-fa.gr.jp

2026.1.1